

平成23年12月28日

氏名 日本証券業協会 政策本部企画部 金子敏之
住所 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
連絡先 電話：03-3667-8535
e-mail：kikaku@wan.jsda.or.jp
FAX：03-3667-8010

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

意見番号	意見の対象箇所	意見の内容	理由
1	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	「(1) 対象となる権利」の記載のうち、「相当多数の消費者（以下略）」とあるが、「相当多数」とは何名程度を言うのか。「相当多数」の定義について明確にしていきたい。	専門調査会報告書（平成23年8月公表）によれば、本制度の第1段階における共通争点の確認の訴えの要件として、「多数性、共通性、確認を求める事項の支配性（優越性）」の3要件を挙げている。 その中の1要件である「多数性」の要件として、本制度の利用者にとって一定の目安を示していただくことは重要と考える。 例えば、民事訴訟法第268条の規定にある「著しく多数」の目安として、100名との見解が示されている（法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』316頁）。
2	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	「個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合はこの限りではない」等とあるが、具体的に定義されたい。	骨子において「個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合は」はクラスアクションの対象から除く旨が明記され

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
			<p>ている（いわゆる支配性の要件）。この点を曖昧なままに対象となる権利を認定すれば、二段階目において個別請求権の状況等を詳細に審査しなければならなくなり、審理が長期化することが予想される。これは迅速な解決を求める消費者にとっても大きな不利益となるものとする。</p>
3	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>対象となる権利として、「契約の目的に生じた損害に係るものに限る」とされているが、いわゆる慰謝料も含まれないことを明示すべきと考える。</p>	<p>本制度においては、拡大損害は本訴訟制度の適用外であるという考えを基本としているものと思われるが、そうであるのならば、慰謝料も適用外になるはずである。</p> <p>また、慰謝料については、個別事案ごとに判断されるべきであり、そうであるのならば、本訴訟制度にはなじまないと考える。</p>
4	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>金融商品取引法及び金融商品の販売等に関する法律の以下の条文を根拠とした訴訟は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の対象外であることを確認したい。</p> <p><金融商品取引法></p> <p>第 16 条 違反行為者の賠償責任</p> <p>第 17 条 虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任</p> <p>第 18 条 虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任</p> <p>第 19 条 虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任額</p> <p>第 20 条 虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効</p> <p>第 21 条 虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠</p>	<p>骨子によると、「民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権」との記載があったことから、確認させていただきたいという趣旨である。</p> <p>なお、金融商品取引においては、金融商品取引法や金融商品販売法において、訴訟となった場合、投資者有利な制度が既に図られているところである（例えば、現行の金融商品取引法第 21 条の 2 では、重要な事項について虚偽記載を行った者の損害賠償責任は無過失責任と解され、損害額の推定規定などがある）。</p> <p>これに加えて、消費者の訴訟手続を軽減した原告にとって有利な本制度のような訴訟制度が導入されることは極めて対象事業者にとっては一方的に不利な状況となってしまうことから、金商法等を根拠とした訴訟は本制度の対象外とさ</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
		<p>償責任</p> <p>第 21 条の 2 虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任</p> <p>第 21 条の 3 虚偽記載等のある書類の提出者に対する賠償請求権の時効</p> <p>第 22 条 虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任</p> <p>第 23 条の 12 発行登録書等に関する準用</p> <p>第 24 条の 4 虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任</p> <p>第 24 条の 4 の 6 賠償責任に関する規定の準用</p> <p>第 24 条の 4 の 7 (第 4 項) 四半期報告書への準用</p> <p>第 24 条の 5 (第 5 項) 半期報告書・臨時報告書への準用</p> <p>第 27 条 会社以外の発行者に関する準用</p> <p>第 27 条の 16 公開買付けに係る違反行為による賠償責任</p> <p>第 27 条の 17</p> <p>第 27 条の 18</p> <p>第 27 条の 19 虚偽記載等のある公開買付説明書の使用者の賠償責任</p> <p>第 27 条の 20 虚偽記載等のある公開買付開始公告を行った者等の賠償責任</p> <p>第 27 条の 21 公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効</p> <p>第 27 条の 22 の 2 発行者による上場株券等の公開買付け</p> <p>第 27 条の 22 の 3 業務等に関する重要事実の公表等</p>	<p>れるべきであると考える。</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
		<p>第 27 条の 22 の 4 公表等の不実施又は虚偽の公表等による損害の賠償責任</p> <p>第 27 条の 33 虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任</p> <p>第 27 条の 34 虚偽の特定情報に係る賠償責任</p> <p>第 27 条の 34 の 2 外国証券情報に係る違反行為者の賠償責任</p> <p>第 33 条の 8 信託業務を営む場合等の特例等</p> <p>第 66 条の 24 所属金融商品取引業者等の賠償責任</p> <p>第 67 条の 9 代表者等の不法行為能力</p> <p>第 79 条の 25 不法行為能力等</p> <p>第 88 条の 9 不法行為能力等</p> <p>第 160 条 相場操縦行為等による賠償責任</p> <p><金融商品の販売等に関する法律></p> <p>第 5 条 金融商品販売業者等の損害賠償責任</p> <p>第 6 条 損害の額の推定</p>	
5	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>有価証券報告書や有価証券届出書等の虚偽記載等に係る事案は、消費者と事業者との間で締結される契約がないこと又は消費者契約の締結若しくは履行に際してされた民法上の不法行為に該当しないことから、本制度の対象外であることを確認したい。</p>	<p>「（１）対象となる権利」として記載されている①から④の権利は、いずれも「消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）」があることが前提となっており、有価証券報告書については、消費者と事業者（発行会社）との間の契約はないものと思料する。</p> <p>また、有価証券届出書については、通常、有価証券の募集又は売出しをする際においても、消費者契約はないものが通例である。</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
			<p>専門調査会報告書（平成 23 年 8 月公表）によれば、「有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案については、金融商品取引法における規定との整合性等にも配慮しつつ、引き続き検討すべき」との記載があり、検討の結果について確認をさせていただきたいという趣旨である。</p>
6	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>株式公開買付や投資信託の受益証券の売買など、多数の投資家を相手方として定型的に締結される有価証券の売買契約で、かつ、消費者契約が公開買付者や投資信託委託会社等の事業者と投資家との間で直接締結される場合には、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の対象外となる措置を講じて欲しい。</p>	<p>株式公開買付においては、金融商品取引業者は、公開買付者の代理人として買付事務を取り扱っているだけであり、株式の売買契約（消費者契約）は公開買付者と応募株主の間で締結されている。同様に投資信託の受益証券の売買においては、金融商品取引業者は投資信託受益証券の募集や私募の取扱いをしているだけであり、受益証券の売買契約（消費者契約）は投資信託委託会社と投資家の間で締結されている。これらの事例に見られるように、多数の投資家を相手方として定型的に締結される有価証券の売買契約において、金融商品取引業者の行為が介在していてもなお、消費者契約が公開買付者や投資信託委託会社等の事業者と投資家の間で直接締結される場合が認められる。そして、このような契約類型において使用される公開買付説明書や目論見書等の説明資料に虚偽記載等が認められる場合は、骨子の解釈に従えば民法上の不法行為等を請求原因とすれば、上記事業者が集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の相手方となる余地があると考えられ、有価証券報告書の虚偽記載に係る事例を同制度の対象外としたこととの整合性が図られない不都合が認められるため、一貫した取扱いとすることを要望するものであ</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
			る。
7	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	個人情報流出事案は集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の対象外であると考えてよいか確認したい。	<p>個人情報流出事案を本制度の対象事案とした場合、企業活動に多大な影響を及ぼすものと推察されることから、対象事案とすべきではない。</p> <p>また、個人情報流出事案は、その被害額の性質としては慰謝料に含まれるものと考えられるが、慰謝料については、個別事案ごとに判断されるべきであり、そうであるのならば、本訴訟制度にはなじまないと考える。</p> <p>さらに、専門調査会報告書（平成 23 年 8 月公表）によれば、「慎重に検討すべきとの指摘もあった」とあり、骨子には検討の結果について明確な記載がなかったため、確認をさせていただきたいという趣旨である。</p>
8	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	一段階目の手続の対象となる権利について、骨子 3 頁 2（1）上から 8 行目の「責任原因」の定義が不明である。また責任原因の共通性とは、どのような基準で判断されるのかについて骨子の記載からは不明確であるため明記して欲しい。	骨子 3 頁 2（1） 8 行目には、何らの定義付けもなく「責任原因」という言葉が使われているが、これは、請求原因とは異なった民事訴訟法上は規定のない言葉である。定義付けがなされなければ、事業者はどの程度の範囲で「責任原因」が共通するといえるのか、その射程を測ることができず、不利益が大きいものと言える。
9	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	一段階目の和解手続について、通知公告がなされる以前に、特定適格消費者団体が個々の消費者から授権を受けて和解をすることができるとは、どのような形態での個々の消費者からの授権の手続を想定しているのかについて骨子の記載からは不明確であるため、どのような手続を想定してい	骨子 4 頁 2（9）の記載からすると、特定適格消費者団体への授権をした個々の消費者との間の和解を前提としているようだが、事業者からすれば、授権のなされていない対象消費者が潜在する中で、潜在的な被害総額も分からないまま、とりあえず授権をした個々の消費者との間だけ和解をす

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
		<p>るのか明記して欲しい。</p>	<p>ることは難しいと思われる。和解金額が損害額の一つの指針として後発の対象消費者による訴訟で利用される可能性があるからである。</p> <p>被害総額の見通しがたたなければ、事業者は和解をすすめることは困難である。</p> <p>和解手続への対象消費者への参加について、二段階目の通知公告とは別途の通知公告手続きのようなもの（オプト・イン型で、参加しないものには和解の効力は一切生じないもの）を想定されているようであれば、事業者側に対して、より和解に応じやすいような配慮が必要であると考えられる。</p>
10	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>一段階目の手続きの対象となる権利について、主位的請求は骨子3頁2（1）の①ないし④に基づく給付請求である一方、予備的請求は、それ以外の請求原因に基づいている場合、当該制度の対象とされるのかについて、骨子の記載からは不明確であることから、予備的請求の請求原因も骨子3頁2（1）の①ないし④に基づく給付請求に限定されるよう明記して欲しい。</p>	<p>集団的消費者被害救済制度の一段階目の手続きの対象となる権利として、消費者契約の締結を前提とするのであれば、予備的請求も、骨子3頁2（1）の①ないし④に基づく給付請求以外を当該制度の審判対象として認めることはできないことになるはずである。</p>
11	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）	<p>骨子3頁（2）の一段階目の共通争点確認の訴えの訴額算定について、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすとは、民訴法8条2項、民事訴訟費用等に関する法律4条2項からすると、訴訟物の価額は、一律に160万円ということか。骨子の記載からは不明確であるため、明確に記載して欲しい。また、最終的に事業者が負担しうる額の多寡に関わらず訴訟物の価額を一律に規定すべきではない。</p>	<p>二段階目の個別請求権の届出の際には訴額の設定があるように見受けられないことからすれば、特定適格消費者団体は、事業者が二段階目に支払う可能性のある額の多寡に関わらず、一律に訴訟物の価額を160万円として訴訟を提起することができることになる。当該制度は、実質的に、二段階目の給付訴訟を志向するものであることから、一律に一段階目の訴訟物の価額を160万円としては、確認の訴えの濫用</p>

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
			を招く危険性が大きすぎるのではないか。
12	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）	過去に同内容で訴訟を提起し敗訴の確定判決を受けた原告は、仮に同内容で集団訴訟が行われ、二段階目の手続に進んだ場合であっても、当該訴訟における個別請求権を有する対象から外すべきである。	一事不再理の観点から。
13	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）	通知公告の際に、裁判所が申立団体の申立てにより被告に対象消費者の氏名、住所等を申立団体に提出するよう命じることができるとありますが、個人情報取扱事業者の利用目的の制限規定（個人情報保護法16条1項）に抵触するのではないか。裁判所からの命令があれば同16条3項1号の法令に基づく場合として、必ず同条1項の除外事由にあたるのか。事業者としては、個人情報取扱事業者としての義務も負うことから、裁判所からの提出命令が出される場合については、当該義務は免除される旨を明記すべきである。	骨子6頁（2）③事業者の協力のイには、裁判所は、申立団体の申立てにより被告に対し、対象消費者の氏名、住所、電子メールアドレスのうち通知に必要なものが記載された文書等を申立団体に対して提出するよう命ずることができることとするとあります。当該命令は被告たる事業者の個人情報取扱事業者としての個人情報の利用目的の制限規定に反するように考えられます。
14	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）	被告が認否するための「期間」については、当事者間で話し合っって個別に決定することとして欲しい。	一律で認否の期間を設定することは、当該認否の及ぼす影響の重大性からして妥当ではない。被告が判断しうだけの余裕をもった期間とすべきである。
15	4. その他（制度全体についてのご意見等）	事業者による自主的な対応を阻害しない運用がなされるべきである。	「広く薄い」消費者被害案件は、本来、事業者が自主的な対応（自主回収、無償修理など）で解決することが望ましいものと思料する。集合訴訟の運用に当たっては、「自主回収などを行うと訴訟上不利になる」として事業者が自主的な対応を回避することにならないように慎重に運用されるべきである。

意見 番号	意見の対象箇所	意見の内容	理 由
16	4. その他（制度全体についてのご意見等）	<p>今回の制度は濫訴を招くのではないか。金融資本市場に悪影響が生じないように、濫訴を防止する措置を講じるべきである。</p> <p>例えば、濫訴を防止する観点から、手続進行主体である特定認定消費者団体に対して、第一段階の時点から何らかの方法により被害者から授権を受ける制度とすることが考えられる。</p>	被害に遭っていない手続進行主体が実際の被害者からの授権がないまま訴訟手続きを行なえることが懸念点。
17	4. その他（制度全体についてのご意見等）	<p>個別訴訟と集団的消費者被害救済制度に基づく訴訟との関係性について。集団的消費者被害救済制度に基づく訴訟における判決は個別訴訟における請求権の存否の判断に、なんらかの影響を及ぼすのか。影響を及ぼすとすべきである。骨子の記載からは不明確であるため、明記していただきたい。</p>	<p>集団的消費者被害救済制度の趣旨として、事業者側としても、紛争の一回的解決を図ることができるというものがあるが、個別訴訟と当該制度に基づく訴訟とが同時並行的に起こる可能性もあることからすれば、事業者にとっては生じうる紛争が倍加しただけとしか受けとめられない。紛争の一回的解決を図るのであれば、集団的消費者被害救済制度に基づく訴訟における判決は個別訴訟における請求権の存否の判断に影響を及ぼすものであるべきと考える。</p>
18	4. その他（制度全体についてのご意見等）	<p>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の施行前に既に確定判決がでていた個別事案については、経過措置として本制度の対象事案とはしないこととしていただきたい。</p>	<p>民法 724 条では不法行為による損額賠償の請求権は、その行為から 20 年経過するまで消滅しないこととされているが、このように過去に遡って本制度の対象とされた場合、このような過去の事案は本制度のように幅広い投資家が手軽に参加できる訴訟制度を念頭においてはおらず、適用されるべきではないと考える。</p>

以 上